

# 「もったいないやん活動隊」人材育成事業」仕様書

## 1. 事業名

“もったいないやん活動隊”人材育成事業

## 2. 事業目的

大阪府では、令和3年3月に「大阪府食品ロス削減推進計画」を策定し、事業者や市町村等と連携した食品ロス削減の取組を進め、府民に対する啓発を実施してきたところである。

食品ロスの発生要因は多様であり、事業者の取組だけではなく、消費者の一人ひとりの意識改革や行動変容が非常に重要である。

このため、本事業では、食品ロス削減について、自ら実践し、スーパー等での啓発活動や食品ロス削減に取り組む団体でのボランティア活動、学校現場への出前講座など、多様な分野で活躍する“もったいないやん活動隊”として人材を養成し、食品ロスの現状や削減の必要性について、受講者の知識を深め行動まで繋げ、他者への意識改革を図ることを目的に実施する。

## 3. 契約期間

契約締結の日から令和5年3月 22 日(水)まで

## 4. 委託上限額

2,922,000 円(税込) ※本事業を履行するすべての経費を含む

## 5. 事業内容及び提案を求める事項

“もったいないやん活動隊”(以下、「活動隊」とする。)は、自ら食品ロス削減に取り組むとともに、スーパーや関係団体、学校現場などにおいて、食品ロス削減のための啓発活動等を行う人材である。活動隊の募集対象は、環境・食品ロス削減に取り組む大学サークルの若年層や大阪府地球温暖化防止活動推進員など広い年代かつ関係主体とする。

【参考】大阪府地球温暖化防止活動推進員:

<https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/suishinninn/index.html>

(1) “もったいないやん活動隊”養成講座の養成テキストの作成等

### ① 養成テキストの作成

養成テキストは、主に府内の食品ロスの発生状況や活動事例等を掲載し、国内の最新情報や知見等をまとめたものを作成し、初回講座までに府に納品すること。

なお、以下の項目については必ず掲載すること。

#### ア. 大阪府の食品ロス削減の取組

令和3年3月に策定した「大阪府食品ロス削減推進計画」及びおおさか食品ロス削減パートナーシップ制度の概要をまとめたもの。

#### イ. 令和3年度作成の食品ロス削減に関するポータルサイト

食品ロス削減についてオンライン上や学校現場等において、教材として活用できるポータルサイトやその教材ツールの概要をまとめたもの。

【参考】「もったいないやん へらそう食品ロス」ポータルサイト

(URL:<https://www.osaka-foodlosszero.jp/>)

#### ウ. 府内の食品ロス削減の活動事例

府内のフードバンク活動やフードドライブ活動、府の事業連携協定における取組を紹介し、受講後の活動隊が実践できるような事例をまとめたもの。

#### エ. その他

上記①のウを除く、府内や他都道府県の先進的な食品ロス削減の活動を行う事業者等にヒアリングを行い、食品ロス削減の取組をまとめたもの。

##### (提案を求める内容)

- ・ 養成テキストの構成及びその掲載内容について、活動隊の養成における意義や役割を明確に認識し行動変容を促すことができるよう、上記①のアからエの内容を含み、かつ下記(2)の養成講座に沿った具体的な内容が示されたコンテンツの見せ方や手法を提案すること。
- ・ 上記①のエについて、府内や他都道府県で先進的な食品ロス削減の活動を行う事業者等のヒアリングの候補先を具体的に示し、ヒアリングの必要性とその根拠についても併せて提案すること。

#### ② 食品ロス削減カードゲームの作成・印刷

令和3年度に府が作成した食品ロス削減カードゲームについて、(2)の養成講座で用いることとし、当該講座までに教材用に**20**部印刷すること。なお、仕様については、令和3年度に作成した以下の内容で作成・印刷し、納品すること。

##### 【仕様】

- ・ 用紙:コートカード紙 **265kg**
- ・ 仕上がりサイズ:**W63mm×H89mm**
- ・ カラー:両面フルカラー印刷(デジタル印刷)
- ・ 加工:四隅角丸 **R3mm**

【参考】ポータルサイト 食品ロス削減カードゲーム

(URL:<https://www.osaka-foodlosszero.jp/game/index.html>)

#### (2) “もったいないやん活動隊”養成講座の開講

##### ア. 受講者の募集

- ・ 受講者については、環境・食品ロス削減に取り組む大学サークルの若年層や大阪府地球温暖化防止活動推進員など広い年代かつ関係主体に募集すること。
- ・ 各講座の受講者数は、少なくとも**10**名以上が受講するよう、講座日程や事前告知に配慮すること。

##### イ. 養成講座の内容

上記(1)を用いて、座学3回、体験実習1回の合計4回の講座を開講すること。講座内容(時間配分や講師選定も含む。)については、以下の内容を取り入れること。

- ・ ポータルサイトや教材ツールを用いた出前講座の実演やグループワーク
- ・ フードバンク活動のボランティア体験や小学校等への出前講座などの体験実習
- ・ 受講者が活動隊として登録し、受講後も自主的に継続して食品ロス削減の啓発活動などを行えるような活動の場や仕組み

##### ウ. 専門家の招聘等

養成講座では、養成テキストを利用し、受講者が講師となって実施することを基本とするが、必

要に応じて食品ロス削減に寄与する活動企業や団体など、外部講師を招くこと。

#### エ. 活動隊の登録

養成講座を修了した受講者に、活動隊の登録を案内すること。

#### オ. 当日の進行等

- ・ 円滑な講座開講のため、司会・進行者、受付・会場設営者、記録者(写真撮影、筆記記録)など作業員を確保すること。なお、必要に応じてパワーポイント資料が投影できるような機材を準備し、設営すること。
- ・ 講座の説明内容を含めた当日の様子は、後日府のユーチューブなどの動画配信ツールに掲載するため、ビデオカメラ等で録画・編集し、各講座後に府へ納品すること。

#### (提案を求める内容)

- ・ 養成講座の実施計画案(日程、場所、各講座の概要)を提案すること
- ・ 先進的な食品ロス削減に取り組む事業者等の外部講師を招く場合は、その選定理由を提案すること
- ・ 環境・食品ロス削減に取り組む大学サークルの若年層や大阪府地球温暖化防止活動推進員など、提案者のネットワークを用いて、広い年代かつ関係主体に受講者を募集する対象と手法について、具体的に提案すること
- ・ 養成講座の内容は、(1)で作成する養成テキストやカードゲームを用いるほか、出前講座の実演やグループワークを取り入れ、体験実習の内容について具体的に提案すること
- ・ 受講者が活動隊として登録し、受講後も自主的に継続して食品ロス削減の啓発活動などを行えるような活動の場の提供や仕組みづくりについて、具体的に提案すること

### (3) 業務進行予定の策定及び進行管理

上記(1)(2)にかかる業務について、事業委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。

#### (提案を求める内容)

- ・ 事業全体のスケジュール及び上記(1)(2)の業務ごとのスケジュールについて表形式で提案すること。

以下に発注者が想定しているスケジュール例を示すが、時期や内容等について、提案を制約するものではない。ただし、本仕様書で既に指定している業務に係る期間については遵守すること。

日時	事業内容
令和4年6月中旬	事業開始
令和4年7月中旬	養成テキスト及び養成講座内容の構成決定
令和4年8月中旬	受講者の募集、養成テキスト完成、外部講師との調整、カードゲームの印刷
令和4年9月上旬～ 令和5年2月下旬	養成講座の開講(計4回)
令和5年3月22日まで	成果物納品、事業終了

## 6. 事業全体に係る留意点

### (1) 経費について

本事業に要する画像等の著作権及び使用料、情報発信等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

### (2) 著作権及び個人情報の保護等について

- ・ 本事業の成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む)、情報(個人情報を含む)等については、発注者に帰属するとともに、本事業終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
- ・ 受注者は著作者人格権を行使しないものとする。また、主演者等の確保、使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・ 本事業を通じて知り得た情報(個人情報を含む)は、事業実施以外の目的で利用してはならない。
- ・ 受講者の連絡先などの業務の履行に当たり取り扱う個人情報について、関係法令等に基づき、適正に管理すること。
- ・ 個人情報漏えい時における体制の確保を図ること。

## 7. 委託事業完了後、発注者へ提出するもの

受注者は、事業終了後、5. 事業内容及び提案を求める事項、6. 事業全体に係る留意点に示す内容に関して実施内容・結果等を記載し、以下のものを令和5年3月 22 日までに発注者に納品すること。(詳細は別途協議とする。)

### (1) 紙媒体

- ・ 事業完了報告書(正副1部ずつ)
- ・ 令和3年度作成の食品ロス削減に関するカードゲーム(20部)

### (2) 電子媒体(CD-R 等 1 枚)

- ・ 事業完了報告書
- ・ 養成テキスト
- ・ 養成講座の写真及び動画等
- ・ 受講者の連絡先等の名簿

### (3) その他発注者が指示するもの

## 8. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

### 1 再委託の承認

- (1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

## 2 承認する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) 受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。
- (5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。
- (6) 受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。
- (7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。

## 9. 実施状況の報告

- ・ 受注者は、契約締結後、本仕様書に明示しているもののほか、適宜、本委託事業の実施状況を書面により、発注者に報告すること。（報告様式自由）
- ・ 発注者から受注者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。

## 10. 委託事業の運営

- ・ 受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存するものとする。

## 11. その他

- ・ 受注者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- ・ 受注者は、事業開始時までには事業計画書（事業スケジュール）を発注者へ提出すること。

- 受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- 受注者は、見積りの詳細について、発注者と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- 受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- 本事業の実施にあたり、国の施策等との連携を検討するほか、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行すること。